

重要な会計方針に係る事項に関する注記

チェックポイント⑧
注記表は添付されていますか？

重要な会計方針に係る事項

1. この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています
2. 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (a) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ア 時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しています）
 - イ 時価のないもの
移動平均法による原価法
 - (b) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (a) 有形固定資産
定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用しています
 - (b) 無形固定資産
定額法を採用しています
 - (3) 引当金の計上基準
 - (a) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています
 - (b) 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています
 - (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項
 - (a) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています
 - (b) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっています

チェックポイント⑨
中小企業の会計に関する指針に従っていますか？

株主資本等変動計算書に関する注記

チェックポイント⑩
消費税課税事業者は税抜方式が採用されていますか？

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項
発行済株式
普通株式 前期末 300株
当期末 300株
- (2) 当該事業年度の末日後に剰余金の配当をする予定はありません